

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要

鳥獣の種類	イノシシ
計画期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）の施行の日において変更し、第二種特定鳥獣管理計画とする。)
対象地域	香川県全域
目的	農業被害の防止及び生活環境被害の防止

○生息状況

・県内のイノシシの生息頭数は、捕獲数の拡大にもかかわらず減少していない可能性が高く、現状の捕獲頭数を維持する限り今後も増加することが懸念される。

四国地方におけるイノシシ推定生息頭数（平成 24 年度末時点）

平成 26 年度「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業」（環境省）

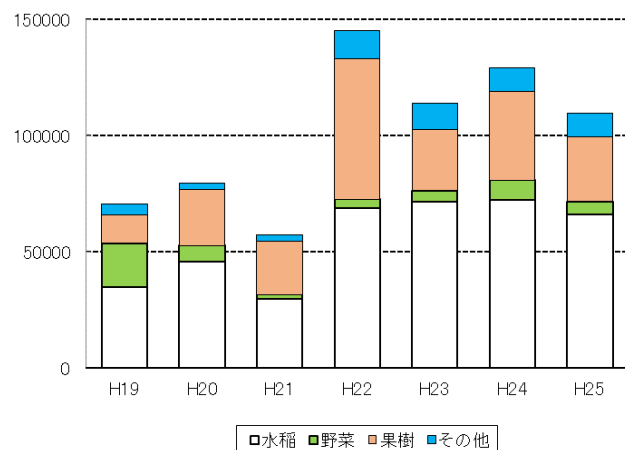
区分	四国全体
推定自然増加頭数（90%信頼限界）	38,895 頭 (24,821 頭~53,508 頭)
推定自然増加率（90%信頼限界）	39.5% (18.8%~63.4%)
推定生息頭数（90%信頼限界）	93,482 頭 (61,875 頭~154,525 頭)

※階層ベイズ法による推定を実施し、その中央値を示す。

○農業被害

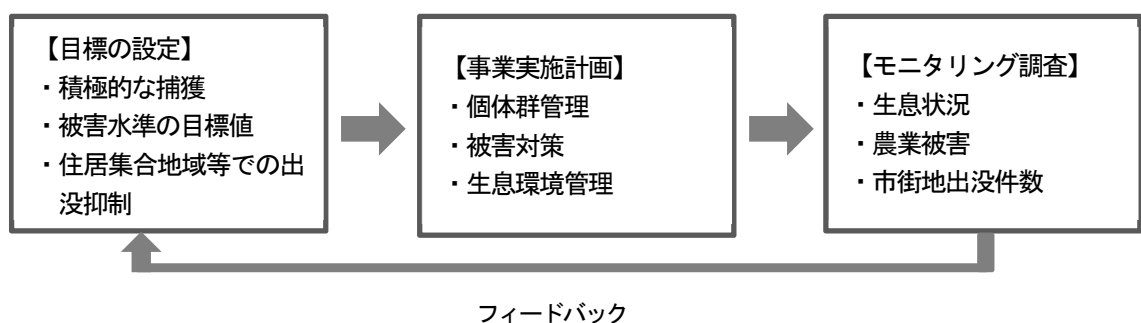
- ・平成 25 年度の県内の野生鳥獣による被害金額約 2 億 8 千万円のうち、イノシシによる被害は約 1 億 1 千万円であり、全体の約 4 割を占める。
- ・侵入防止柵の設置等により、年々被害金額は減少しているが、依然、高い水準にある。
- ・作物別には、水稲が約 6 千 6 百万円、果樹が約 2 千 8 百万円と大半を占める。
- ・また、市街地での生活環境被害も年々増加しており、大きな社会問題となっている。

金額(千円) 農業被害(金額)の推移



○適正管理の基本的な考え方

毎年、県内のイノシシの捕獲頭数と被害状況を把握し、年度ごとに被害対策を検討する順応的管理を実施する。



○具体的な管理目標

区分	内容
個体群管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ※1 平成 35 年度までに必要な生息密度に誘導することができるよう、計画期間内においては、より積極的に捕獲を推進する。 ✓ ※2 住居集合地域等への出没件数を 3 年以内に※3 現状から半減させるため、計画期間内においては、出没件数の集中する地域において、積極的な捕獲に努め、平成 35 年度までに県民生活に影響がない程度に減少させる。
被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 鳥獣被害が発生している全市町で鳥獣被害対策実施隊を設置して、被害が恒常的に発生している集落を※4 現状から年間約 10%減少させる。

※1 目標年度は、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（環境省・農林水産省）」における当面の目標年度とする。なお、イノシシは個体数変動が激しい動物であり、個体数の推定誤差も大きいとため、具体的な年間捕獲目標は設定しない。

※2 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

※3 平成 26 年度の市街地への出没件数を基準とする。

※4 平成 26 年度の被害集落数を基準とする。

○個体群管理

・狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、狩猟期間の延長、捕獲頭数制限の解除等の規制緩和を実施する。

・有害鳥獣捕獲

各市町は「※2 鳥獣被害対策実施隊」を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。

※2 鳥獣被害防止特別措置法第 9 条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

・指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシの数の調整を目的とした捕獲）

県は、市町の要望に基づき、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討する。

・「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町は、※3 法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※3 鳥獣保護管理法第 9 条第 8 項に規定する「国、地方公共団体、第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第 1 項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

○被害対策

・侵入防止柵等の普及

集落柵のほか、必要に応じ個別柵を組み合わせるなど、効果的な方法を選択し設置するほか、緩衝帯の整備を推進する。

・地域一体となった防除体制の推進

市町は、「鳥獣被害対策実施隊」に前述の「補助者制度」を活用するなど、狩猟者以外の地域住民の防除への参加を促し、適切な役割分担のもと防除体制を構築する。

○住居集合地域等での対策の推進

住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する。また、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

○モニタリング調査

・生息状況調査

出猟カレンダー調査、捕獲状況調査等を行い、生息密度指標の変化を把握する。

狩猟メッシュごとの捕獲実績を集計し、その増減を把握する。

・農業被害調査

農業被害の発生や増減を把握。得られたデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。

・住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票を取りまとめ、その増減及び傾向を把握する。